

※記載にあたっては、国税庁のWebサイト「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」、「年末調整のしかた」等をご参照ください。

令和8年1月1日時点の住所を記載してください。

個人番号、フリガナを記載してください。

日本国外に居住する扶養親族の人数を記載してください。
また、Webサイト等を参照し、「控除対象扶養親族」の「区分」の欄に該当の数字を記載してください。

特定親族がいる場合には、「特親欄」に給与から控除した特定親族の数を記載してください。
※特定親族とは、受給者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で合計所得金額が58万円超123万円以下である方をいいます。

「給与所得者の特定親族特別控除申告書」に基づいて控除した特定親族特別控除の額を記載してください。

※親族等の合計所得金額が58万円以下の場合又は123万円を超える場合は、特定親族特別控除の適用を受けることはできません。

◎専従者給与の場合
「専給」と記載してください。

◎前職分給与を通算して年末調整をした場合
給与支払額、社会保険料、源泉徴収税額、支払者名、支払者の住所、退職年月日を記載してください。

◎同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)がある場合
同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載してください。(例「氏名(同配)」)

◎所得金額調整控除を適用する場合

- ・要件1 本人が特別障害者の場合は、「本人が障害者の」の「特別」の欄に「○」をつけてください。
- ・要件2 同一生計配偶者が特別障害者の場合は、「同一生計配偶者の氏名(同配)」と記載してください。
- ・要件3 扶養親族が特別障害者、年齢23歳未満の場合、「扶養親族の氏名(調整)」と記載してください。

新生命保険料、旧生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料、旧個人年金保険料のそれぞれの支払額を記載してください。
※誤って控除額を記入しないようご注意ください。

生年月日の記載漏れがないようご注意ください。

就職・退職が混在する場合、最新の事由のみ記載してください。
システムの仕様などでどちらも記載される場合は、古い事由を二重線で消してください。